## 水産流通適正化制度の届出に必要な書類

## 1 採捕事業者

※まずは、大分県漁業協同組合各支店・営業店にご相談ください

- (1) 届出書
- (2) 添付資料

漁業者(個人又は法人)が届出を行い、届出番号を取得する場合(代理届出を含む)

	添付資料
採捕する権限を証する書類	漁業許可証の写し又は組合員行使権を有す ることを証する書類(※1)
代理人(漁協、行政書士等)の場合	委任状

- ※1 大分県の漁業許可を受けている漁業者は「漁業許可証の写し」は省略可能。 「組合員行使権を有することを証する書類」については、大分県漁協各支店・営業店にご相談ください。
- ※ eMAFF 又は書面で届出を行う場合でも、添付が必要な書類は同じです。

## 2 取扱事業者

- (1) 届出書
- (2)添付資料
  - ① 書面で届出を行い、届出番号を取得する場合(代理届出を含む)

	添付資料
氏名及び住所を証する書類	【個人事業者】 住民票等の写し 【法人】 定款及び登記事項証明書
代理人(団体、行政書士等)の場合	委任状

② eMAFF で届出を行い、届出番号を取得する場合 添付資料はありません

なお、代理人(団体、行政書士等)が提出する場合、委任状が必要です。

※ eMAFF で届出する場合は、g BizID プライムの取得が必要となり、その際に 事業者情報について確認が行われるため、添付書類は必要ありません